

「外国人登録制度」の廃止に伴い、携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項に規定する本人確認書類の一部変更について

平成24年7月9日から「外国人登録制度」が廃止されることに伴い、携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項で規定されている本人確認書類の一部が変更となる予定です。

具体的な変更点等（予定）は以下のとおりです。（詳細は別紙参照）

- 「外国人登録証明書」に代わり、新たに「在留カード」、「特別永住者証明書」が本人確認書類として認められます。
（※ なお、「在留カード」、「特別永住者証明書」の漢字氏名表記については留意点があります（4頁参照）。）
- しばらくの間は、中長期在留者又は特別永住者が所持する「外国人登録証明書」は「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなされます。また、平成24年7月9日（月）から6か月を経過するまでの間は、「外国人登録原票の写し」及び「外国人登録原票の記載事項証明書」によって本人確認を行うことができます。
〔 ※ 契約者等から提出された「外国人登録証明書」が本人確認資料として用いることができるかの確認方法については別添資料1を参照してください。 〕
- 中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に対して住民票が作成されることになるため、中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に対して発行された住民票の写し等が本人確認書類として認められます。
〔 ※ 住民票の写し等に関しては、携帯電話不正利用防止法施行規則の規定は特に変更ありません。
なお、外国人住民への住民基本台帳カードの交付は平成25年7月8日からとなります。 〕

本件問合せ先

【「在留カード」、「特別永住者証明書」等関係】

法務省入国管理局在留管理業務室 増田・鴨田 （電話：03-3580-4111（内線：2783））

【「住民票」関係】

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室 吉本・園田 （電話：03-5253-5397（直通））

【携帯電話不正利用防止法関係】

総務省総合通信基盤局消費者行政課 久保田・庄司・宮地 （電話：03-5253-5487（直通））

！！ 本人確認を行う際にはご注意ください ！！

（別紙）

平成24年7月9日（月）から「外国人登録制度」が廃止となり、これまでの「外国人登録証明書」に代わり、中長期在留者には「在留カード」、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます。
また、外国人住民に「住民票」が作成（※1）されるようになります。

【参考資料】 新しい在留管理制度について（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html）

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf）

特別永住者制度について（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html）

外国人住民に係る住民基本台帳制度について（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/jpn_page.pdf）



携帯電話不正利用防止法に基づく「本人確認」については、以下の変更等を予定しています。

- ① 「外国人登録証明書」に代わって、「在留カード」及び「特別永住者証明書」が本人確認書類となります。
- ② 「住民票の写し」等で外国人住民の本人確認が出来るようになります。

★ しばらくの間（※2）は、中長期在留者又は特別永住者が所持する「外国人登録証明書」は「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなされます。

（携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項第1号イ関係）

★ 平成24年7月9日（月）から6か月を経過するまでの間は、従前どおり「外国人登録原票の写し」及び「外国人登録原票の記載事項証明書」（※3）によって本人確認を行うことができます。

（携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項第1号ニ関係）

(※1) 住民票が作成される外国人と住民票の記載事項

下の表に記載されている4つの区分に該当する人で、住所を有する外国人については住民票を作成することになります。また、日本人と同様に住民票には、①氏名・世帯主の氏名及び続柄②出生の年月日③男女の別④住所⑤国民健康保険や国民年金などの被保険者に関する事項などが記載されます。その他、外国人住民特有の記載として、「①国籍・地域②外国人住民となった年月日」があります。さらに、各区分に応じてそれぞれ下記の事項が記載されます。

対 象 区 分	対 象 者 の 内 容	記 載 事 項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。	・在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号 ・中長期在留者であること
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。	・特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号 ・特別永住者であること
一時庇護許可者 又は仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人。	・一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 ・一時庇護許可者または仮滞在許可者であること
出生による経過滞在者 又は 国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方（その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。）	・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

(※2) 「外国人登録証明書」が「在留カード」・「特別永住者証明書」とみなされる期間

【 在留カードとみなされる期間 】

永住者

16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特定活動※ ※特定研究活動等により在留する方とその配偶者に限ります。

16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

それ以外の在留資格 ※「短期滞在」や在留資格がない者等、在留カードの交付対象とならないものは除かれます。

16歳以上の方	在留期間の満了日
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

【 特別永住者証明書とみなされる期間 】

16歳未満の方

16歳未満の方	16歳の誕生日まで
---------	-----------

16歳以上の方

次回確認（切替）申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する方	2015年（平成27年）7月8日まで
上記以外の方	次回確認（切替）申請期間の始期とされた誕生日まで

(※3) 「外国人登録原票の記載事項証明書」は、地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。

「在留カード」及び「特別永住者証明書」（以下「在留カード等」といいます。）の漢字氏名表記について

- 在留カード等の氏名は、原則としてアルファベットによる表記となりますが、漢字による表記を希望した場合には、アルファベットに併せて、漢字により表記をすることができます。
 - 在留カード等に記載される外国人の漢字氏名については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）に基づき、正字（JIS（日本工業規格）、法務省告示別表で定める漢字）で記載されることとなります（外国人住民の住民票の氏名については、在留カード等に記載される氏名が記載されることから、住民票の写しや住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」といいます。）の氏名も同様の表記となります。）。
 - そのため、在留カード等や住民票の写し等に記載される氏名の漢字表記が、旅券、従来の外国人登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書その他の本人確認書類に記載される簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等で字形が正字と一致しないもの）による氏名の表記と異なることがあります。簡体字等による氏名は、旅券や、在留カード等の交付の際に外国人登録証明書の返還を受けた場合は、当該外国人登録証明書によって確認することができます（詳細は別添資料2のとおり）。
- なお、正字での記載については、表記上の置換を行ったものであり、氏名を変更するものではありません。

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートすることに伴い、外国人登録証明書の本人確認書類としての取扱いが変わります。

- 特別永住者又は中長期在留者が所持する外国人登録証明書は、平成24年7月9日以降も一定の期間、引き続き本人確認書類として用いることができます。
※ それ以外の人が所持する外国人登録証明書は、本人確認書類として用いることはできません。

- 本人確認書類として用いることができるかについては、下記の要領に従って確認をお願いします。



写真

① 在留の資格

「特別永住者」、「永住者」、「特定活動」、「短期滞在」、「在留の資格なし」、その他のいずれであるかを確認します。
※ 変更されている場合には裏面に記載があります。

② 在留期間

「在留期限」から、在留期間の長さを確認します。
※ 更新されている場合には裏面に記載があります。
※ 平成24年7月9日の直前に在留期間更新許可等を受けた外国人は、更新された在留期間が裏面に記載されていない場合がありますので、券面上の在留期限を経過している場合には、旅券等により本人確認を行うこととしてください。
※ そのほか券面のみでは在留期間が明らかとならない場合がありますので、そのような場合には、旅券等により本人確認を行うこととしてください。

③ 次回確認(切替)申請期間

平成27年7月8日より前かを確認します。

生年月日

本人の年齢を確認します。

※ 右欄の日までの間、特別永住者証明書として用いることができます

特別永住者

16歳未満		16歳の誕生日
16歳以上	③ 次回確認(切替)申請期間が平成27年7月8日までに到来する者	平成27年7月8日
	上記以外の者	次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日

※ 右欄の日までの間、在留カードとして用いることができます

中長期在留者

① 永住者	16歳以上	平成27年7月8日
	16歳未満	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日
①② 特定活動かつ在留期間が5年又は4年の者	16歳以上	在留期間の満了日又は平成27年7月8日のいずれか早い日
	16歳未満	在留期間の満了日、平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日
上記以外の者	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日

① 特別永住者

在留期間

② 3月を超える場合

② 3月以下の場合

① 短期滞在・在留の資格なし

平成24年7月9日以降
本人確認書類として
用いることはできません

在留カード及び特別永住者証明書の氏名表記について

- 在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」といいます。）の氏名は、原則としてアルファベットによる表記となります。
 - （注） アルファベットは、旅券の身分事項欄に表記されているものを表記することとなります。
- 漢字による表記を希望される場合には、アルファベットに併せて漢字により表記をすることができます。
 - （注） 在留カード等に漢字氏名が表記された場合、アルファベットの氏名と同様に「氏名」として扱われます。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合には、変更届出の義務が生じます。
- 当該漢字表記に用いる漢字の範囲等については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により定められており、新制度における市区町村との連携を考慮し、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいいます。以下同じ。）については、正字の範囲の文字に置換して記載することとしています。
 - （注） 正字の範囲は、次の範囲となります。
 - 1 日本工業規格（JIS）に定める次の漢字
 - ① JIS 第1水準～第4水準（JIS X 0208 及び JIS X 0213）
 - ② JIS 補助漢字（上記①を除く JIS X 0212 で定める漢字）
 - 2 法務省告示別表第一に定める漢字（176 字）
 - （具体例）
張 玉蓮 → 張 玉蓮
- 外国人登録証明書では漢字氏名が簡体字等で表記されている場合があり、在留カード等に表記される漢字氏名と異なる字形の文字となることがありますが、表記上の置換を行ったものであり、氏名を変更するものではありません。
- 外国人登録証明書に記載された簡体字等の漢字氏名は、旅券等の外国政府が発行する公的資料や、在留カード等の交付の際に外国人登録証明書の返還を受けた場合は当該外国人登録証明書によって確認することができます。
 - （注） 外国人登録証明書を所持する外国人の方が新たに在留カード等の交付を受けた場合（市区町村で特別永住者証明書の交付を受けた場合は、申出があった場合に限りです。）には、原則として、返納された外国人登録証明書にせん孔処理を行った上で本人に返還する取扱いとなります。
なお、紛失等により外国人登録証明書を所持していない場合は、外国人の方が法務省に対して簡体字等の漢字氏名が記載された外国人登録原票の開示請求を行うことによっても確認することができます。
- 在留カード等の氏名の漢字表記についての詳細は、法務省入国管理局のホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/index.html>）を御覧ください。